

公立小・中学校における授業時数に関する調査結果について

県内の公立小・中学校（岡山市を除く）における、平成30年度の授業時数に関する実態調査を実施したところ、学習指導要領で定められた標準授業時数に達していない学校が、次のとおりあることが判明しました。

<調査結果>

1 年間総授業時数が不足していた学校数、不足していた学年と不足時数

年間総授業時数が不足していた学校数		中学校24校 (倉敷市)		
不足していた学年 と不足時数	学年 不足時数	1年	2年	3年
		10校	6校	24校
	1～35	10校	6校	9校
	36～70	—	—	8校
	71～105	—	—	6校
	106～140	—	—	1校

※倉敷市の1中学校は、西日本豪雨災害により関係書類が流失したため除いた。

2 年間総授業時数は満たしているが、特定の教科の授業時数が不足していた学校数

特定の教科の授業時数が不足していた学校数	小学校3校 (倉敷市3校)		中学校3校 (倉敷市1校、高梁市2校)		
	5年	6年	1年	2年	3年
不足していた学年	2校	3校	3校	3校	3校

3 最も少なかった授業実施率※

	国語	社会	算数/数学	理科	生活
小学校	—	99%(6年)	91%(6年)	89%(6年)	—
中学校	81%(3年)	77%(3年)	77%(2年)	75%(2年)	

	音楽	図画工作/美術	体育/保健体育	家庭/技術・家庭	外国語活動/外国語
小学校	—	—	97%(6年)	—	88%(6年)
中学校	73%(1年)	62%(1年)	77%(3年)	75%(2年)	77%(3年)

	道徳	総合的な学習の時間
小学校	—	95%(5年)
中学校	74%(3年)	75%(3年)

※実施授業時数÷標準授業時数

4 授業時数が不足した理由

自然災害や流行性疾患に伴う臨時休業によるもの	倉敷市 中学校 1校 高梁市 中学校 2校
------------------------	--------------------------

※別表第2に定めている授業時数（標準授業時数）を踏まえて教育課程を編成したものの災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により当該授業時数を下回った場合、その確保に努力することは当然であるが、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則第73条及び別表第2に反するものとはしない。

（中学校学習指導要領解説 総則編）

自然災害や流行性疾患に伴う臨時休業に加え、それ以外の理由によるもの（学校行事の練習・準備・実施等）	倉敷市 小学校 3校 中学校 24校
---	-----------------------

5 学習内容の履修状況

各学校の取組により、授業時数が不足した教科も、教科書の内容は全て終え、学習指導要領の内容は履修した旨の報告を当該市教委より受けている。

なお、各学校においては、学習内容の理解・定着に向け、朝や放課後など課外の時間を活用した学習教室の実施、土曜日の質問日の開設、家庭学習の充実（学習支援ソフトを使った学習）などの取組を行っている。

6 県教育委員会の対応

○市町村教委へ通知や主管課長会議を通じて次の点について指導を行った。

- ・授業時数については編成した教育課程を恣意的に変更することなく適切に実施すること。
- ・各学校においては、学校行事の内容の精選及び準備体制の工夫改善により授業時数の確実な確保を図ること。

（例）体育祭や文化祭の練習・準備の見直し、学校行事後の授業の実施、家庭訪問の在り方の見直しなど

- ・学年や学期、月ごと等に授業時数の実績の管理や学習の状況の把握を行うなど、その状況等について自ら点検及び評価を行い改善に努めること。
- ・市町村教育委員会においては、それらについて定期的に報告を求めるなど、管理、指導を行うこと。

○本年度の実態調査についても、年度末の状況を取りまとめる予定である。

○今後、県教委としても市町村教委訪問や学校訪問等、様々な機会を通じ、授業時数の確保の状況について確認し、徹底を図る。

標準授業時数の考え方について

標準授業時数について ※小学校についても同様。

学校教育法施行規則第 73 条において、中学校の各学年における各教科等の授業時数及びこれらの総授業時数は同令別表第2に定める授業時数を標準とする旨を規定。



学習指導要領で示している各教科等の内容を指導するのに要する時数を基礎とし、学校運営の実態などの条件も十分考慮しながら定めたもの

(『中学校学習指導要領解説 総則編』(平成 29 年 7 月))

運用に関する考え方(『中学校学習指導要領解説 総則編』(平成 29 年 7 月))より

※小学校についても同様。

- ① 各学校において年度当初の計画段階から別表第2に定めている授業時数を下回って教育課程を編成することは、(略)学習指導要領の基準性の観点から適当とは考えられない。
- ② 各学校において、この別表第2に示されている授業時数を踏まえ、(略)学習指導要領に基づき教育課程を適切に実施し指導するために必要な時間を実質的に確保するという視点が重要。
- ③ 災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により当該授業時数を下回った場合、その確保に努力することは当然であるが、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則第 73 条及び別表第2に反するものとはしない。

標準授業時数〔平成30年度〕

小学校

学 年	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年
国 語	306	315	245	245	175	175
社 会	—	—	70	90	100	105
算 数	136	175	175	175	175	175
理 科	—	—	90	105	105	105
生 活	102	105	—	—	—	—
音 楽	68	70	60	60	50	50
図 画 工 作	68	70	60	60	50	50
家 庭	—	—	—	—	60	55
体 育	102	105	105	105	90	90
道 徳	34	35	35	35	35	35
外 国 語 活 動	—	—	15	15	50	50
総合的な学習の時間	—	—	70	70	70	70
特 別 活 動	34	35	35	35	35	35
合 計	850	910	960	995	995	995

中学校

学 年	1 学年	2 学年	3 学年
国 語	140	140	105
社 会	105	105	140
数 学	140	105	140
理 科	105	140	140
音 楽	45	35	35
美 術	45	35	35
保 健 体 育	105	105	105
技 術 ・ 家 庭	70	70	35
外 国 語	140	140	140
道 徳	35	35	35
総合的な学習の時間	50	70	70
特 別 活 動	35	35	35
合 計	1,015	1,015	1,015